

添付文書 1 :

「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」改正箇所対照表

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」（訂正履歴表記あり）	「専利審査指南修正草案（第2回意見募集稿）」（訂正履歴表記なし）
<p>第一部第一章</p> <p>3.4 通知書に対する答弁</p> <p>出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受取った後に、指定期限内に補正又は意見陳述を行わなければならない。出願人は専利出願に対して補正を行った場合、補正書及び対応する修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類の修正の差し替え頁は一式2通を作成するものとし、その他の書類は1部のみを提出すれば良い。出願書類に対する修正は、通知書に指摘された欠陥に対して行わなければならない。修正内容は出願日に提出された説明書及び権利要求書の記載範囲を超えてはならない。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>3.4 通知書に対する答弁</p> <p>出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受取った後に、指定期限内に補正又は意見陳述を行わなければならない。出願人は専利出願に対して補正を行った場合、補正書及び対応する修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類の修正の差し替え頁は一式2通を作成するものとし、その他の書類は1部のみを提出すれば良い。出願書類に対する修正は、通知書に指摘された欠陥に対して行わなければならない。修正内容は出願日に提出された説明書及び権利要求書の記載範囲を超えてはならない。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>3.4 通知書に対する答弁</p> <p>出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受取った後に、指定期限内に補正又は意見陳述を行わなければならない。出願人は専利出願に対して補正を行った場合、補正書及び対応する修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類に対する修正は、通知書に指摘された欠陥に対して行わなければならない。修正内容は出願日に提出された説明書及び権利要求書の記載範囲を超えてはならない。</p>
<p>第一部第一章</p>	<p>第一部第一章</p>	<p>第一部第一章</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>4.1.1 発明の名称</p> <p>発明名称は一般的には 25 文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の発明は、最大 40 文字まで許容される。</p>	<p>4.1.1 発明の名称</p> <p>発明名称は一般的には 25 文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の発明は、最大 40 文字まで許容される。<u>必要な場合はこの限りではないが、その場合も 60 字を超えてはならない。</u></p>	<p>4.1.1 発明の名称</p> <p>発明名称は一般的には 25 文字を超えてはならない。必要な場合はこの限りではないが、その場合も 60 字を超えてはならない。</p>
<p>第一部第一章 4.1.2 発明者</p> <p>発明者は個人でなければならない。願書には例えば、「××課題グループ」などの機構又は組織を書いてはならない。発明者は本人の真実な氏名を使うべきであり、ペンネーム又はその他正式でない名前を使ってはならない。発明者が複数である場合は、左から右への順に記入しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある発明者氏名を修正する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。</p>	<p>第一部第一章 4.1.2 発明者</p> <p>発明者は個人でなければならない。願書には例えば、「××課題グループ」<u>又は「人工知能××」</u>などの機構又は組織、<u>並びに人工知能の名称</u>を書いてはならない。発明者は本人の真実な氏名を使うべきであり、ペンネーム又はその他正式でない名前を使ってはならない。発明者が複数である場合は、左から右への順に記入しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある発明者氏名を修正する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。</p>	<p>第一部第一章 4.1.2 発明者</p> <p>発明者は個人でなければならない。願書には例えば、「××課題グループ」又は「人工知能××」などの機構又は組織、並びに人工知能の名称を書いてはならない。発明者は本人の真実な氏名を使うべきであり、ペンネーム又はその他正式でない名前を使ってはならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある発明者氏名を修正する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>第一部第一章</p> <p>4.1.3.1 出願人が中国人である場合</p> <p>職務発明に関する専利出願権は単位に帰属する。非職務発明に関する専利出願権は発明者に帰属する。</p> <p>専利局の審査手続において、一般的に審査官は願書に書いてある出願人について資格審査を実施しない。出願人が個人である場合、当該発明が非職務発明であると推定できる。当該個人は専利出願権を有する。専利出願の内容に基づき出願人の資格には明らかな疑義がある場合に限り、所属する機構から発行される非職務発明証明書を提出するよう出願人に通知する必要がある。出願人が機構である場合、当該発明が職務発明であると推定できる。当該機構が専利出願権を有する。当該機構の出願人資格には明らかな疑義がある場合には、例えば記入された機構は××大学科学研究処又は××研究所の課題グループである場合に限り、補正通知書を出し、出願人資格を備えることが証明できる証明書類を提供するよう出願人に通知する必要がある。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>4.1.3.1 出願人が中国人である場合</p> <p>職務発明に関する専利出願権は単位に帰属する。非職務発明に関する専利出願権は発明者に帰属する。</p> <p>専利局の審査手続において、一般的に審査官は願書に書いてある出願人について資格審査を実施しない。出願人が個人である場合、当該発明が非職務発明であると推定できる。当該個人は専利出願権を有する。専利出願の内容に基づき出願人の資格には明らかな疑義がある場合に限り、所属する機構から発行される非職務発明証明書を提出するよう出願人に通知する必要がある。出願人が機構である場合、当該発明が職務発明であると推定できる。当該機構が専利出願権を有する。当該機構の出願人資格には明らかな疑義がある場合には、例えば記入された機構は××大学科学研究処又は××研究所の課題グループである場合に限り、補正通知書を出し、出願人資格を備えることが証明できる証明書類を提供するよう出願人に通知する必要がある。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>4.1.3.1 出願人が中国人である場合</p> <p>職務発明に関する専利出願権は単位に帰属する。非職務発明に関する専利出願権は発明者に帰属する。</p> <p>専利局の審査手続において、一般的に審査官は願書に書いてある出願人について資格審査を実施しない。</p> <p>出願人は中国の機構又は個人である場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、統一社会信用コード又は居民身分証明書番号を記入しなければならない。出願人が個人である場合、本人の真実な氏名を使うものとし、ペンネーム又はその他正式でない氏名を使ってはならない。出願人が機構である場合、正式な全称を使うものとして、略語や略称を使ってはならない。願書に書いてある機構名は、使用された公印における機構名称と一致しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある氏名又は名称を修正する場合、補正書、当事者の声明及び相応した証明書類を提出しなければならない。</p>
---	--	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>出願人は自分に資格を具備することを声明し、証明書類を提出している場合、出願人が資格を備えるとみなす。上級主管部門が発行した証明書、自機構の公印を捺印した法人証書又は有効な営業許可証のコピーは、全て有効な証明書類と見なされる。記入された出願人に、出願人資格を備えず、出願人を変更する必要がある場合に、変更後の出願人が補正手続を行い、補正書及び変更前・後の出願人が署名又は捺印した出願人変更声明を提出しなければならない。</p> <p>出願人は中国の機構又は個人である場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構番号又は居民身分証明書番号を記入しなければならない。出願人が個人である場合、本人の真実な氏名を使うものとし、ペンネーム又はその他正式でない氏名を使ってはならない。出願人が機構である場合、正式な全称を使うものとして、略語や略称を使ってはならない。願書に書いてある機構名は、使用された公印における機構名称と一致しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある氏名又は名</p>	<p>出願人は自分に資格を具備することを声明し、証明書類を提出している場合、出願人が資格を備えるとみなす。上級主管部門が発行した証明書、自機構の公印を捺印した法人証書又は有効な営業許可証のコピーは、全て有効な証明書類と見なされる。記入された出願人に、出願人資格を備えず、出願人を変更する必要がある場合に、変更後の出願人が補正手続を行い、補正書及び変更前・後の出願人が署名又は捺印した出願人変更声明を提出しなければならない。</p> <p>出願人は中国の機構又は個人である場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構番号統一社会信用コード又は居民身分証明書番号を記入しなければならない。出願人が個人である場合、本人の真実な氏名を使うものとし、ペンネーム又はその他正式でない氏名を使ってはならない。出願人が機構である場合、正式な全称を使うものとして、略語や略称を使ってはならない。願書に書いてある機構名は、使用された公印における機構名称と一致しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に</p>	<p>らない。 ……</p>
---	---	--------------------

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>称を修正する場合、補正書、当事者の声明及び相応した証明書類を提出しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>書いてある氏名又は名称を修正する場合、補正書、当事者の声明及び相応した証明書類を提出しなければならない。</p> <p>……</p>	
<p>4.1.3.2 出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他組織である場合</p> <p>……</p> <p>出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組織である場合、その氏名又は名称、国籍又は登録国家或いは地域を記入しなければならない。審査官は願書に書いてある出願人の国籍、登録地に疑義があると判断した場合、専利法実施細則 33 条 (1) 号又は (2) 号の規定に基づき、出願人に国籍証明又は登録国家や地区の証明書類を提出するように通知して良いとする。出願人が願書において、中国に営業所があることを明記している場合、審査官は現地の工商行政管理部門から発行された証明書類を提供するよう出願人に要求しなければならない。出願人が願書において、中国に常駐住所があることを明記している場合、審査官は、公安部門から発行される中国で 1 年以上滞在できる証明書類の提出</p>	<p>4.1.3.2 出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他組織である場合</p> <p>……</p> <p>出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組織である場合、その氏名又は名称、国籍又は登録国家或いは地域を記入しなければならない。審査官は願書に書いてある出願人の国籍、登録地に疑義があると判断した場合、専利法実施細則 33 条 (1) 号又は (2) 号の規定に基づき、出願人に国籍証明又は登録国家や地区の証明書類を提出するように通知して良いとする。出願人が願書において、中国に営業所があることを明記している場合、審査官は現地の工商行政管理部門から発行された証明書類を提供するよう出願人に要求しなければならない。出願人が願書において、中国に常駐住所があることを明記している場合、審査官は、公安部門から発行される中国で 1 年以上滞在できる証明書類の提出</p>	<p>4.1.3.2 出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他組織である場合</p> <p>……</p> <p>出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組織である場合、その氏名又は名称、国籍又は登録国家或いは地域を記入しなければならない。審査官は願書に書いてある出願人の国籍、登録地に疑義があると判断した場合、専利法実施細則 33 条 (1) 号又は (2) 号の規定に基づき、出願人に国籍証明又は登録国家や地区の証明書類を提出するように通知して良いとする。</p> <p>……</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>を出願人に要求しなければならない。</p>	<p>を出願人に要求しなければならない。</p>	
<p>第一部第一章 4.1.5 代表者 出願人が2名以上であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、本指南に別途の規定がある場合か、願書に別途に声明がある場合を除き、先頭署名者出願人を代表者とする。願書に別途の声明がある場合、指定された代表者は出願人のうちの1人でなければならない。共有権利に直接に関わる手続を除いて、代表者は出願人全員の代表として、専利局におけるその他手続を行うことができる。共有権利に直接に関わる手続は専利出願の提出、専利代理の委託、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などを含む。共有権利に直接に関わる手続は権利者全員が署名又は捺印しなければならない。</p>	<p>第一部第一章 4.1.5 代表者 出願人が2名以上であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、<u>本指南に別途の規定がある場合か、願書に別途に声明がある場合を除き、先頭署名者出願人を代表者とする。願書に別途の声明がある場合、指定された代表者は出願人のうちの1人でなければならない。共有権利に直接に関わる手続を除いて、そのうちの1人を代表者として明示しなければならない。代表者を明示していない場合は、書面出願については先頭署名出願人を代表者とし、電子出願については電子出願を提出した出願人を代表者とする。</u> 代表者は出願人全員の代表として、<u>専利出願の提出及び専利局におけるその他手続を行うことができる。ただし、別段の定めがある場合を除く。共有権利に直接に関わる手続は専利出願の提出、専利代理の委託、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権</u></p>	<p>第一部第一章 4.1.5 代表者 出願人が2名以上であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、そのうちの1人を代表者として明示しなければならない。代表者を明示していない場合は、書面出願については先頭署名出願人を代表者とし、電子出願については電子出願を提出した出願人を代表者とする。 代表者は出願人全員の代表として、専利出願の提出及び専利局におけるその他手続を行うことができる。ただし、別段の定めがある場合を除く。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p>主張の取下げ、専利権の放棄などを含む。共有権利に直接に関わる手続は権利者全員が署名又は捺印しなければならない。</p>	
<p>第一部第一章 4.1.7 住所</p> <p>願書にある住所（出願人、専利代理機構、連絡者の住所を含む）は、迅速に、的確に郵便配達できる住所でなければならない。国内の住所は所在地の郵便番号、及び省（自治区）、市（自治州）、区、丁目番号と電話番号、又は省（自治区）、県（自治県）、鎮（郷）、丁目番号と電話番号、又は直轄市、区、丁目番号と電話番号を含めなければならない。郵便局のP. O. BOXがある場合、規定に従ってP. O. BOXを使用することができる。住所には機構名称を含むことができるが、機構名称を住所に代えてはならない。例えば、××省××大学だけを記入してはならない。外国の住所には国別、市（県、州）を明確にすると共に外国語文字で詳細な住所を添付しなければならない。</p>	<p>第一部第一章 4.1.7 住所</p> <p>願書にある住所（出願人、専利代理機構、連絡者の住所を含む）は、迅速に、的確に郵便配達できる住所でなければならない。<u>出願人の住所は、その常時居住地又は営業所所在地の住所でなければならない。</u>国内の住所は所在地の郵便番号、及び省（自治区）、市（自治州）、区、丁目番号と電話番号、又は省（自治区）、県（自治県）、鎮（郷）、丁目番号と電話番号、又は直轄市、区、丁目番号と電話番号を含めなければならない。郵便局のP. O. BOXがある場合、規定に従ってP. O. BOXを使用することができる。住所には機構名称を含むことができるが、機構名称を住所に代えてはならない。例えば、××省××大学だけを記入してはならない。外国の住所には国別、市（県、州）を明確にすると共に外国語文字で詳細な住所を添付しなければならない。</p>	<p>第一部第一章 4.1.7 住所</p> <p>願書にある住所（出願人、専利代理機構、連絡者の住所を含む）は、迅速に、的確に郵便配達できる住所でなければならない。出願人の住所は、その常時居住地又は営業所所在地の住所でなければならない。国内の住所は所在地の郵便番号、及び省（自治区）、市（自治州）、区、丁目番号と電話番号、又は省（自治区）、県（自治県）、鎮（郷）、丁目番号と電話番号、又は直轄市、区、丁目番号と電話番号を含めなければならない。郵便局のP. O. BOXがある場合、規定に従ってP. O. BOXを使用することができる。住所には機構名称を含むことができるが、機構名称を住所に代えてはならない。例えば、××省××大学だけを記入してはならない。外国の住所には国別を明確にすると共に外国語文字で詳細な住所を添付しなければならない。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>第一部第一章</p> <p>4.2 説明書</p> <p>……ヌクレオチド又はアミノ酸配列に関わっている出願は当該配列表を説明書の独立した部分とし、単独に頁番号を作成しなければならない。出願人が出願時に、当該配列表と一致した、コンピュータが読み取り可能な副本を提出しなければならない。例えば、当該配列表を記載した、規定に合致しているディスク又はフロッピーを提出するなど。提出されたディスク又はフロッピーに記載した配列表は、説明書における配列表と一致しない場合、説明書の配列表を基準とする。コンピュータが読み取り可能な副本を提出しない場合、又は提出された副本が説明書の配列表と明らかに一致しない場合、審査官は補正通知書を出し、指定された期限以内に正しい副本を出すように出願人に通知しなければならない。期限内に提出されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>4.2 説明書</p> <p>……ヌクレオチド又はアミノ酸配列に関わっている出願は当該配列表を説明書の独立した部分としなければならない。<u>電子出願の場合は、規定に合致し、コンピュータが読み取り可能な配列表を説明書の独立した部分として提出しなければならない。書面出願の場合は、とし、単独に頁番号を作成した配列表を提出しなければならない。書面出願の場合は、とし、</u>単独に頁番号を作成した配列表を提出しなければならない。出願人が出願時に、<u>かつ</u>当該配列表と一致した、コンピュータが読み取り可能な副本を提出しなければならない。例えば、当該配列表を記載した、規定に合致しているディスク又はフロッピーを提出するなど。提出されたディスク又はフロッピーに記載した配列表は、説明書における配列表と一致しない場合、説明書の配列表を基準とする。コンピュータが読み取り可能な副本を提出しない場合、又は提出された副本が説明書の配列表と明らかに一致しない場合、審査官は補正通知書を出し、指定された期限以内に正しい副本を出すように出願人に通知しなければならない。期</p>	<p>第一部第一章</p> <p>4.2 説明書</p> <p>……ヌクレオチド又はアミノ酸配列に関わっている出願は当該配列表を説明書の独立した部分としなければならない。電子出願の場合は、規定に合致し、コンピュータが読み取り可能な配列表を説明書の独立した部分として提出しなければならない。書面出願の場合は、単独に頁番号を作成した配列表を提出しなければならない。かつ当該配列表と一致した、コンピュータが読み取り可能な副本を提出しなければならない。例えば、当該配列表を記載した、規定に合致しているディスク又はフロッピーを提出するなど。提出されたディスク又はフロッピーに記載した配列表は、説明書における配列表と一致しない場合、説明書の配列表を基準とする。コンピュータが読み取り可能な副本を提出しない場合、又は提出された副本が説明書の配列表と明らかに一致しない場合、審査官は補正通知書を出し、指定された期限以内に正しい副本を出すように出願人に通知しなければならない。期限内に提出されない場合、審査官は取下げとみ</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	限内に提出されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。	なす通知書を発行しなければならない。
<p>第一部第一章</p> <p>5. 特殊な専利出願の方式審査</p> <p>5.1 分割出願</p> <p>5.1.1 分割出願の確認</p> <p>一件の専利出願に二つ以上の発明が含まれる場合、出願人が自ら又は審査官の審査意見に従って分割出願を提出することができる。分割出願は、原出願（一回目の出願）を基に提出しなければならない。分割出願の種別は原出願の種別と一致しなければならない。分割出願を提出する場合、願書に原出願の出願番号と出願日を記載しなければならない。出願人がすでに分割出願をした出願について更に分割出願を提出する場合、原出願の出願番号の後の括弧の中に当該分割出願の出願番号を記載しなければならない。</p> <p>審査官は分割出願について、規定事項に従って出願書類及びその他の書類を審査する以外、原出願に基づいて下記の各内容を確認しなければならない。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>5. 特殊な専利出願の方式審査</p> <p>5.1 分割出願</p> <p>5.1.1 分割出願の確認</p> <p>一件の専利出願に二つ以上の発明が含まれる場合、出願人が自ら又は審査官の審査意見に従って分割出願を提出することができる。分割出願は、原出願（一回目の出願）を基に提出しなければならない。分割出願の種別は原出願の種別と一致しなければならない。分割出願を提出する場合、願書に原出願の出願番号と出願日を記載しなければならない。出願人がすでに分割出願をした出願について更に分割出願を提出する場合、<u>原出願の出願番号の後の括弧の中に当該分割出願の出願番号を記載しなければならない。原出願で提出済みの、分割出願と関係する各種証明書、例えば、優先権出願書類の副本、生物材料の保存証明書及び生存証明書などについては、すでに提出したものとみなす。</u></p> <p>審査官は分割出願について、規定事項に従っ</p>	<p>第一部第一章</p> <p>5. 特殊な専利出願の方式審査</p> <p>5.1 分割出願</p> <p>5.1.1 分割出願の確認</p> <p>一件の専利出願に二つ以上の発明が含まれる場合、出願人が自ら又は審査官の審査意見に従って分割出願を提出することができる。分割出願は、原出願（一回目の出願）を基に提出しなければならない。分割出願の種別は原出願の種別と一致しなければならない。分割出願を提出する場合、願書に原出願の出願番号と出願日を記載しなければならない。出願人がすでに分割出願をした出願について更に分割出願を提出する場合、当該分割出願の出願番号を記載しなければならない。原出願で提出済みの、分割出願と関係する各種証明書、例えば、優先権出願書類の副本、生物材料の保存証明書及び生存証明書などについては、すでに提出したものとみなす。</p> <p>審査官は分割出願について、規定事項に従っ</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>……</p> <p>(2) 願書に記載された原出願の出願番号 願書には原出願の出願番号を正確に記載しなければならぬ。原出願が国際出願である場合、出願人はさらに記入した原出願の出願番号の後の括弧の中に国際出願番号を表示しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出して出願人に補正するよう通知する。期間が満了までに補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>(3) 分割出願の提出日 ……</p> <p>審査官により却下査定がなされた原出願に対して、出願人は却下査定を受領した日より3ヶ月以内に、復審請求の有無に拘わらず分割出願を提出することができる。復審請求の提出後および復審決定を不服とし、行政訴訟を提起している期間中でも、分割出願を提出することができる。</p> <p>……</p> <p>(5) 分割出願に必要な提出書類</p>	<p>て出願書類及びその他の書類を審査する以外、原出願に基づいて下記の各内容を確認しなければならない。</p> <p>……</p> <p>(2) 願書に記載された原出願の出願番号 願書には原出願の出願番号を正確に記載しなければならない。原出願が国際出願である場合、出願人はさらに記入した原出願の出願番号の後の括弧の中に国際出願番号を表示しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出して出願人に補正するよう通知する。期間が満了までに補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>(3) 分割出願の提出日 ……</p> <p>審査官により却下査定がなされた原出願に対して、出願人は却下査定を受領した日より3ヶ月以内に、復審請求の有無に拘わらず分割出願を提出することができる。復審請求の提出後の<u>復審期間、復審決定を受領した日より3ヶ月以内及び復審決定を不服とし、行政訴訟を提起し</u></p>	<p>て出願書類及びその他の書類を審査する以外、原出願に基づいて下記の各内容を確認しなければならない。</p> <p>……</p> <p>(2) 願書に記載された原出願の出願番号 願書には原出願の出願番号を正確に記載しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出して出願人に補正するよう通知する。期間が満了までに補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p> <p>(3) 分割出願の提出日 ……</p> <p>審査官により却下査定がなされた原出願に対して、出願人は却下査定を受領した日より3ヶ月以内に、復審請求の有無に拘わらず分割出願を提出することができる。復審請求の提出後の復審期間、復審決定を受領した日より3ヶ月以内及び復審決定を不服とし、行政訴訟を提起している期間中でも、分割出願を提出することができる。</p> <p>……</p>
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>分割出願の場合、出願書類の他に、原出願の出願書類の副本及び原出願における本件分割出願に係わるその他の書類の副本（例えば優先権書類の副本）も提出しなければならない。原出願において提出した各種証明材料について、コピーしたものを使用しても良い。原出願の国際公開が外国語を使用された場合、原出願の中国語の副本の他に、原出願の国際公開書類の副本も同時に提出しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知するが、期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p>ている期間中でも、分割出願を提出することができる。</p> <p>……</p> <p>—(5) 分割出願に必要な提出書類</p> <p>分割出願の場合、出願書類の他に、原出願の出願書類の副本及び原出願における本件分割出願に係わるその他の書類の副本（例えば優先権書類の副本）も提出しなければならない。原出願において提出した各種証明材料について、コピーしたものを使用しても良い。原出願の国際公開が外国語を使用された場合、原出願の中国語の副本の他に、原出願の国際公開書類の副本も同時に提出しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知するが、期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p>	
<p>第一部第一章 6.1.1 委任</p> <p>専利法 19 条 1 項の規定によると、中国大陸には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が中国で専利出願する</p>	<p>第一部第一章 6.1.1 委任</p> <p>専利法 19 条 1 項の規定によると、中国大陸には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が中国において<u>単独</u>で</p>	<p>第一部第一章 6.1.1 委任</p> <p>専利法 19 条 1 項の規定によると、中国大陸には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が中国において<u>単独</u>で</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは先頭署名者出願人として、中国大陸の出願人と共同で専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。審査中に、前述の出願人が専利出願及びその他専利事務を行う時に、専利代理機構に委任していないことを発覚した場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人は指定された期限以内に答弁しない場合、その出願は取下げたものと見なされる。出願人が意見を陳述し、或いは補正をしても、専利法 19 条 1 項の規定に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p> <p>中国大陸の機構又は個人は、専利代理機構に委任し、国内で専利出願及びその他専利事務を行うことができる。委任は規定事項に合致しない場合、審査官が補正通知書を出し、専利代理機構に指定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。期限内に答弁しない場合、若しくは補正しても規定事項に合致しない場合には、出願人及び委任を受けた専利代理機構に、</p>	<p>専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは先頭署名者出願代表者として、<u>中国大陸の他の出願人と共同で専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。審査中に、前述の出願人が専利出願及びその他専利事務を行う時に、専利代理機構に委任していないことを発覚した場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人は指定された期限以内に答弁しない場合、その出願は取下げたものと見なされる。出願人が意見を陳述し、或いは補正をしても、専利法 19 条 1 項の規定に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</u></p> <p>中国大陸の機構又は個人は、<u>専利出願及びその他専利事務を行う場合、又は代表者として他の出願人と共同で専利を出願し、並びにその他の専利事務を行う場合は、専利代理機構に委任して行うことができる国内で専利出願及びその他専利事務を行うことができる。</u>委任は規定事項に合致しない場合、審査官が補正通知書を出し、</p>	<p>専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは代表者として、他の出願人と共同で専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。審査中に、前述の出願人が専利出願及びその他専利事務を行う時に、専利代理機構に委任していないことを発覚した場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人は指定された期限以内に答弁しない場合、その出願は取下げたものと見なされる。出願人が意見を陳述し、或いは補正をしても、専利法 19 条 1 項の規定に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p> <p>中国大陸の機構又は個人は、専利出願及びその他専利事務を行う場合、又は代表者として他の出願人と共同で専利を出願し、並びにその他の専利事務を行う場合は、専利代理機構に委任して行うことができる。委任は規定事項に合致しない場合、審査官が補正通知書を出し、専利代理機構に指定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。期限内に答弁しない場</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>専利代理機構に委任していないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p> <p>中国大陸に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の出願人は、専利局に専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは先頭署名者出願人として、中国大陸の出願人と共同で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。専利代理機構に委任しない場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人が指定された期限以内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は意見を陳述し、或いは補正をしても、規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p> <p>……</p>	<p>専利代理機構に指定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。期限内に答弁しない場合、若しくは補正しても規定事項に合致しない場合には、出願人及び委任を受けた専利代理機構に、専利代理機構に委任していないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p> <p>中国大陸に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の出願人は、<u>単独</u>で専利局に専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは先頭署名者出願代表者として、<u>中国大陸の他の</u>出願人と共同で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。専利代理機構に委任しない場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人が指定された期限以内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は意見を陳述し、或いは補正をしても、規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p>	<p>合、若しくは補正しても規定事項に合致しない場合には、出願人及び委任を受けた専利代理機構に、専利代理機構に委任していないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。</p> <p>中国大陸に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の出願人は、<u>単独</u>で専利局に専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは代表者として、他の出願人と共同で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。専利代理機構に委任しない場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人が指定された期限以内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は意見を陳述し、或いは補正をしても、規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p> <p>……</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	
<p>第一部第一章 6.1.2 委任状</p> <p>出願人は専利代理機構に委任して、専利局に専利出願及びその他専利事務を行う場合、委任状を提出しなければならない。委任状は専利局で制定された標準フォームを使い、委任権限、発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名を明記するものとし、かつ願書に書いてある内容と一致させなければならない。専利出願の出願番号が確定された後に委任状を提出する場合、専利出願番号を明記しなければならない。</p> <p>出願人が個人である場合、委任状には出願人が署名又は捺印しなければならない。出願人が機構である場合、機構の公印を捺印するものとし、同時にその法定代表者の署名又は捺印を付しても良いとする。出願人が2名いる場合、出願人全員が署名又は捺印しなければならない。また、委任状に専利代理機構が公印を捺印しなければならない。</p> <p>出願人は専利代理機構に委任した場合、専利</p>	<p>第一部第一章 6.1.2 委任状</p> <p>出願人は専利代理機構に委任して、専利局に専利出願及びその他専利事務を行う場合、委任状を提出しなければならない。委任状は専利局で制定された標準フォームを使い、委任権限、発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名を明記するものとし、かつ願書に書いてある内容と一致させなければならない。専利出願の出願番号が確定された後に委任状を提出する場合、専利出願番号を明記しなければならない。</p> <p>出願人が個人である場合、委任状には出願人が署名又は捺印しなければならない。出願人が機構である場合、機構の公印を捺印するものとし、同時にその法定代表者の署名又は捺印を付しても良いとする。出願人が2名いる場合、出願人全員が署名又は捺印しなければならない。また、委任状に専利代理機構が公印を捺印しなければならない。</p> <p>出願人は専利代理機構に委任した場合、専利</p>	<p>第一部第一章 6.1.2 委任状</p> <p>出願人は専利代理機構に委任して、専利局に専利出願及びその他専利事務を行う場合、委任状を提出しなければならない。委任状は専利局で制定された標準フォームを使い、委任権限、発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名を明記するものとし、かつ願書に書いてある内容と一致させなければならない。専利出願の出願番号が確定された後に委任状を提出する場合、専利出願番号を明記しなければならない。</p> <p>出願人が個人である場合、委任状には出願人が署名又は捺印しなければならない。出願人が機構である場合、機構の公印を捺印するものとし、同時にその法定代表者の署名又は捺印を付しても良いとする。出願人が2名いる場合、出願人全員が署名又は捺印しなければならない。また、委任状に専利代理機構が公印を捺印しなければならない。</p> <p>出願人は専利代理機構に委任した場合、専利</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>局に総委任状を交付して良いとする。専利局は規定に合致する総委任状を受取った後に、総委任状に番号を付け、専利代理機構に通知しなければならない。総委任状を交付した場合、専利出願を提出する時に、専利代理委任状の原本を提出せず、総委任状のコピーを提出して良いとする。同時に発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名と専利局から付与された総委任状番号を明記し、専利代理機構の公印を捺印する。</p> <p>委任状は規定事項に合致しない場合、審査官は補正通知書を出し、専利代理機構に指定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。先頭署名した出願人が中国大陸の機構又は個人であり、期限内に答弁しない、又は補正をしても規定事項に合致しない場合、審査官は双方当事者に対して、専利代理機構に委任していないものと見なす旨の通知書を発行しなければならない。先頭署名した出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなすとの通知書を発行しなければならない。補正して</p>	<p>局に総委任状を交付して良いとする。専利局は規定に合致する総委任状を受取った後に、総委任状に番号を付け、専利代理機構に通知しなければならない。総委任状を交付した場合、専利出願を提出する時に、<u>専利代理委任状の原本を提出せず、総委任状のコピーを提出して良いとする。同時に発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名と専利局から付与された総委任状番号を提出しなければならない</u>明記し、<u>専利代理機構の公印を捺印する。</u></p> <p>委任状は規定事項に合致しない場合、審査官は補正通知書を出し、専利代理機構に指定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。先頭署名した出願人又は代表者が中国大陸の機構又は個人であり、期限内に答弁しない、又は補正をしても規定事項に合致しない場合、審査官は双方当事者に対して、専利代理機構に委任していないものと見なす旨の通知書を発行しなければならない。先頭署名した出願人又は代表者が中国大陸に常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下</p>	<p>局に総委任状を交付して良いとする。専利局は規定に合致する総委任状を受取った後に、総委任状に番号を付け、専利代理機構に通知しなければならない。総委任状を交付した場合、専利出願を提出する時に、総委任状番号を提出しなければならない。</p> <p>委任状は規定事項に合致しない場合、審査官は補正通知書を出し、専利代理機構に指定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。出願人又は代表者が中国大陸の機構又は個人であり、期限内に答弁しない、又は補正をしても規定事項に合致しない場合、審査官は双方当事者に対して、専利代理機構に委任していないものと見なす旨の通知書を発行しなければならない。出願人又は代表者が中国大陸に常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなすとの通知書を発行しなければならない。補正しても規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。出願人又は代表者が中国大陸に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又</p>
---	---	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>も規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。先頭署名した出願人が香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p>	<p>げとみなすとの通知書を発行しなければならない。補正しても規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。先頭署名した出願人又は代表者が<u>中国大陸に常時居住地又は営業所のない</u>香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p>	<p>は台湾地区の個人、企業又はその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。</p>
<p>第一部第一章 6.2.2 国内優先権の主張 6.2.2.4 後の出願の出願人 優先権を主張する後の出願の出願人は先の出願に記載した出願人と一致しなければならない。一致しない場合、後の出願の出願人が後の出願の提出日より3ヶ月以内に、先の出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後の出願の出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない、又は提出した優先権譲渡証明書類は規定事</p>	<p>第一部第一章 6.2.2 国内優先権の主張 6.2.2.4 後の出願の出願人 優先権を主張する後の出願の出願人は先の出願に記載した出願人と一致しなければならない。一致しない場合、後の出願の出願人が後の出願の提出日より3ヶ月以内に、先の出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後の出願の出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない、又は提出した優先権譲渡証明書類は規定事</p>	<p>第一部第一章 6.2.2 国内優先権の主張 6.2.2.4 後の出願の出願人 優先権を主張する後の出願の出願人は先の出願に記載した出願人と一致しなければならない。一致しない場合、後の出願の出願人が後の出願の提出日より3ヶ月以内に、先の出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後の出願の出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない、又は提出した優先権譲渡証明書類は規定事</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p>項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。<u>先</u>の出願の出願人が<u>中国大陸</u>に関する個人又は機構であり、後の出願の出願人が外国人、外国企業又は外国の<u>その他</u>機構に関する場合は、<u>本章第 6.7.2.2 節第 (3) 項の規定を参照して処理する。</u></p>	<p>項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。先の出願の出願人が中国大陸に関する個人又は機構であり、後の出願の出願人が外国人、外国企業又は外国のその他機構に関する場合は、本章第 6.7.2.2 節第 (3) 項の規定を参照して処理する。</p>
<p>6.3.3 他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らした場合 専利を出願する発明創造について、出願日以前の 6 ヶ月以内に、他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らしたことを、出願人が出願日以前に知っているならば、専利出願時に願書で声明し、出願日より 2 ヶ月以内に証明資料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に知っている場合は、当該事情を知った後の 2 ヶ月以内に新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出し、証明資料を添付しなければならない。審査官は必要であると判断した際に、指定された期限以内に証明資料を提出するよう、出願人に要求して良いとする。</p>	<p>6.3.3 他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らした場合 専利を出願する発明創造について、出願日以前の 6 ヶ月以内に、他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らしたことを、出願人が出願日以前に知っているならば、専利出願時に願書で声明し、出願日より 2 ヶ月以内に証明資料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に<u>自ら知った場合は</u>、当該事情を知った後の 2 ヶ月以内に新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出し、証明資料を添付しなければならない。審査官は必要であると判断した際に、指定された期限以内に証明資料を提出するよう、出願人に要求して良いとする。<u>出願人が専</u></p>	<p>6.3.3 他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らした場合 専利を出願する発明創造について、出願日以前の 6 ヶ月以内に、他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らしたことを、出願人が出願日以前に知っているならば、専利出願時に願書で声明し、出願日より 2 ヶ月以内に証明資料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に自ら知った場合は、当該事情を知った後の 2 ヶ月以内に新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出し、証明資料を添付しなければならない。審査官は必要であると判断した際に、指定された期限以内に証明資料を提出するよう、出願人に要求して良いとする。出願人が専</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	利局の通知書を受け取った後に知った場合は、 <u>本指南第二部第三章第5節の規定を適用する。</u>	利局の通知書を受け取った後に知った場合は、 本指南第二部第三章第5節の規定を適用する。
第一部第一章 6.7.1.1 記載事項変更の申告書 記載事項の変更手続をするには、記載事項変更の申告書を提出しなければならない。1件の専利出願に複数の記載事項が同時に変更する場合、記載事項変更の申告書を1部だけ出せば良い。1件の専利出願の同一の記載事項が連続して変更した場合、記載事項変更の申告書を別々に提出しなければならない。複数の専利出願の同一の記載事項が変更した場合、変更内容が同じであっても、記載事項変更の申告書を別々に提出しなければならない。	第一部第一章 6.7.1.1 記載事項変更の申告書 記載事項の変更手続をするには、記載事項変更の申告書を提出しなければならない。1件の専利出願に複数の記載事項が同時に変更する場合、記載事項変更の申告書を1部だけ出せば良い。1件の専利出願の同一の記載事項が連続して変更した場合、記載事項変更の申告書を別々に提出しなければならない。複数の専利出願の同一の記載事項を変更した場合、 <u>かつ変更内容が全く同じであった場合はも、記載事項一括変更の申告書を別々に提出することができる</u> しなければならない。	第一部第一章 6.7.1.1 記載事項変更の申告書 記載事項の変更手続をするには、記載事項変更の申告書を提出しなければならない。1件の専利出願に複数の記載事項が同時に変更する場合、記載事項変更の申告書を1部だけ出せば良い。1件の専利出願の同一の記載事項が連続して変更した場合、記載事項変更の申告書を別々に提出しなければならない。複数の専利出願の同一の記載事項を変更し、 <u>かつ変更内容が全く同じであった場合は、記載事項一括変更の申告書を提出することができる。</u>
第一部第一章 6.7.1.2 記載事項変更の手数料 記載事項の変更手続を行う際は、規定に基づき、記載事項変更の手数料(即ち記載事項変更費)を納付しなければならない。専利局が公開した専利費用徴収標準における記載事項変更の手	第一部第一章 6.7.1.2 記載事項変更費事項変更の手数料 <u>出願人は発明者及び/又は出願人(又は専利権者)の変更を請求する場合は、記載事項変更費、即ち記載事項変更手数料を納付しなければならない。記載事項の変更手続を行う際は、規定に</u>	第一部第一章 6.7.1.2 記載事項変更費 出願人は発明者及び/又は出願人(又は専利権者)の変更を請求する場合は、記載事項変更費、即ち記載事項変更手数料を納付しなければならない。専利局が公開した専利費用徴収標準にお

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p> 数料とは、1 件の専利出願につき 1 回、1 項目の記載事項変更の申告の費用を指す。1 件の専利出願（又は専利）につき、出願人が 1 回の記載事項変更申告手続において、同一の記載事項に対して連続した変更を提出する場合、1 回の変更として見なす。出願人は発明者及び/又は出願人（専利権者）の変更を請求する場合、記載事項変更手数料として 200 元を納付し、専利代理機構及び/又は専利代理人の変更を請求する場合、記載事項変更手数料として 50 元を納付しなければならない。 </p> <p> 例えば、1 回の記載事項変更の申告手続において、出願人が 1 件の専利出願の出願人を甲から乙に変更し、また乙から丙に変更することを請求する場合、1 回の出願人変更とみなし、記載事項変更の手数料として 200 元を納付しなければならない。同時に発明者の氏名も変更するならば、出願人は 1 項の記載事項変更の手数料として 200 元を納付すれば良い。 </p> <p> また、例えば、1 回の記載事項変更の申告手続において、出願人が 1 件の専利出願の出願人を甲から乙に変更することとともに、専利代理機 </p>	<p> 基づき、記載事項変更の手数料(即ち記載事項変更費)を納付しなければならない。専利局が公開した専利費用徴収標準における記載事項変更費 記載事項変更の手数料とは、1 件の専利出願につき 1 回、1 項目の記載事項変更の申告の費用を指す。1 件の専利出願（又は専利）につき、出願人が同時に 1 回の記載事項変更申告手続において、同一の記載事項に対して連続した変更を提出する場合、1 回の変更として費用を納付する。 出願人が記載事項一括変更請求により、出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更を行い、かつ権利の移転に関係しない場合は、1 件の変更として費用を納付する。出願人は発明者及び/又は出願人(専利権者)の変更を請求する場合、記載事項変更手数料として 200 元を納付し、専利代理機構及び/又は専利代理人の変更を請求する場合、記載事項変更手数料として 50 元を納付しなければならない。 </p> <p> 例えば、1 回の記載事項変更の申告手続において、出願人が 1 件の専利出願の出願人を甲から乙に変更し、また乙から丙に変更することを請求する場合、1 回の出願人変更とみなし、記 </p>	<p> ける記載事項変更費とは、1 件の専利出願につき 1 回の記載事項変更の申告の費用を指す。1 件の専利出願（又は専利）につき、出願人が同時に同一の記載事項に対して連続した変更を提出する場合、1 回の変更として費用を納付する。出願人が記載事項一括変更請求により、出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更を行い、かつ権利の移転に関係しない場合は、1 件の変更として費用を納付する。 </p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>構と代理人の変更を請求する場合、出願人は記載事項変更の手数料として 200 元、代理機構・代理人変更の手数料として 50 元を納付しなければならない。</p>	<p>記載事項変更の手数料として 200 元を納付しなければならない。同時に発明者の氏名も変更するならば、出願人は 1 項の記載事項変更の手数料として 200 元を納付すれば良い。</p> <p>また、例えば、1 回の記載事項変更の申告手続において、出願人が 1 件の専利出願の出願人を甲から乙に変更することとともに、専利代理機構と代理人の変更を請求する場合、出願人は記載事項変更の手数料として 200 元、代理機構・代理人変更の手数料として 50 元を納付しなければならない。</p>	
<p>第一部第一章 6.7.1.3 記載事項変更の手数料の納付期限</p> <p>記載事項変更の手数料は請求の提出より 1 ヶ月以内に納付しなければならないが、別途の定めがある場合は除く。期限内に納付しない又は全額で納付しない場合、記載事項変更の申告を提出していないものと見なす。</p>	<p>第一部第一章 6.7.1.3 <u>記載事項変更費</u>事項変更の手数料の納付期限</p> <p><u>記載事項変更費</u>事項変更の手数料は請求の提出より 1 ヶ月以内に納付しなければならないが、別途の定めがある場合は除く。期限内に納付しない又は全額で納付しない場合、記載事項変更の申告を提出していないものと見なす。</p>	<p>第一部第一章 6.7.1.3 記載事項変更費の納付期限</p> <p>記載事項変更費は請求の提出より 1 ヶ月以内に納付しなければならないが、別途の定めがある場合は除く。期限内に納付しない又は全額で納付しない場合、記載事項変更の申告を提出していないものと見なす。</p>
<p>第一部第一章 6.7.1.4 記載事項変更の手続する人</p>	<p>第一部第一章 6.7.1.4 記載事項変更の手続する人</p>	<p>第一部第一章 6.7.1.4 記載事項変更の手続する人</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>専利代理機構に委任していない場合、記載事項変更の手続は出願人（又は専利権者）或いはその代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利代理機構が行わなければならない。権利の移転による変更は、新規権利人又はそれが委任した専利代理機構が行っても良いとする。</p>	<p>専利代理機構に委任していない場合、記載事項変更の手続は出願人（又は専利権者）或いはその代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利代理機構が行わなければならない。権利の移転による変更は、<u>新規権利人が行ってもよい。新規権利人が代理機構にすでに委任している場合は、又はその委任した専利代理機構が行うものとする。</u></p>	<p>専利代理機構に委任していない場合、記載事項変更の手続は出願人（又は専利権者）或いはその代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利代理機構が行わなければならない。権利の移転による変更は、<u>新規権利人が行ってもよい。新規権利人が代理機構にすでに委任している場合は、その委任した専利代理機構が行うものとする。</u></p>
<p>第一部第一章 6.7.2 記載事項変更の証明書類 6.7.2.1 出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更</p> <p>(1) 個人が氏名の変更のために、変更請求を提出する場合、戸籍管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない。</p> <p>(2) 個人が誤記したため変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分の証明書類を提供しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>第一部第一章 6.7.2 記載事項変更の証明書類 6.7.2.1 出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更</p> <p><u>出願人（又は専利権者）が氏名若しくは名称の変更を請求する場合は、住民身分証明書番号若しくは統一社会信用コードを提供しなければならない。住民身分証明書番号若しくは統一社会信用コードを提供できない場合、又は審査により、提供された情報が不正確であった場合は、以下の証明書類を提供する必要がある。</u></p> <p>(1) 個人が氏名の変更のために、変更請求を提出する場合、戸籍管理部門が発行する証明書</p>	<p>第一部第一章 6.7.2 記載事項変更の証明書類 6.7.2.1 出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更</p> <p>出願人（又は専利権者）が氏名若しくは名称の変更を請求する場合は、住民身分証明書番号若しくは統一社会信用コードを提供しなければならない。住民身分証明書番号若しくは統一社会信用コードを提供できない場合、又は審査により、提供された情報が不正確であった場合は、以下の証明書類を提供する必要がある。</p> <p>(1) 個人が氏名の変更のために、変更請求を提出する場合、戸籍管理部門が発行する証明書</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p>類を提出しなければならない。</p> <p>(2) 個人が誤記したため変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分の証明書類を提供しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>類を提出しなければならない。</p> <p>(2) 個人が誤記したため変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分の証明書類を提供しなければならない。</p> <p>……</p>
<p>第一部第一章</p> <p>6.7.2.3 発明者の変更</p> <p>(1) 発明者の氏名変更のために変更請求を提出する場合、本章第 6.7.2.1 節第 (1) 項の規定を参照する。</p> <p>(2) 発明者の記入漏れ又は誤記のために、変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）全員と変更前の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない。</p> <p>(3) 発明者の適格をめぐる争いにより変更請求を提出する場合、本章第 6.7.2.2 節第 (1) 項の規定を参照する。</p> <p>(4) 中国訳名の変更のために変更請求を提出する場合、発明者の声明を提出しなければならない。</p>	<p>第一部第一章</p> <p>6.7.2.3 発明者の変更</p> <p>(1) 発明者の氏名変更のために変更請求を提出する場合、<u>戸籍管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない</u>本章第 6.7.2.1 節第 (1) 項の規定を参照する。</p> <p><u>(2) 発明者の氏名の誤記のために、変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分証明書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>(3) 発明者の記入漏れ又は誤記のために、変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）全員と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない。その中には変更の原因を明記し、かつ変更後の発明者は本発明の創造の実質的特徴に対し創造性のある貢献を行った全ての人員であることを、</u></p>	<p>第一部第一章</p> <p>6.7.2.3 発明者の変更</p> <p>(1) 発明者の氏名変更のために変更請求を提出する場合、戸籍管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない。</p> <p>(2) 発明者の氏名の誤記のために、変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分証明書類を提出しなければならない。</p> <p>(3) 発明者の記入漏れ又は誤記のために、変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）全員と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない。その中には変更の原因を明記し、かつ変更後の発明者は本発明の創造の実質的特徴に対し創造性のある貢献を行った全ての人員であることを、専利法実施細則第 13 条の規定に基づきすでに確認</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p><u>専利法実施細則第 13 条の規定に基づきすでに確認していることを声明しなければならない。</u></p> <p>(4)-(3) 発明者の適格をめぐる争いにより変更請求を提出する場合、本章第 6.7.2.2 節第(1)項の規定を参照する。</p> <p>(5)-(4) 中国訳名の変更のために変更請求を提出する場合、発明者の声明を提出しなければならない。</p>	<p>していることを声明しなければならない。</p> <p>(4) 発明者の適格をめぐる争いにより変更請求を提出する場合、本章第 6.7.2.2 節第(1)項の規定を参照する。</p> <p>(5) 中国訳名の変更のために変更請求を提出する場合、発明者の声明を提出しなければならない。</p>
<p>第一部第二章</p> <p>3.2 出願書類の補正</p> <p>方式審査において、出願書類に補正により克服できる欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を出さなければならない。出願人が補正しても、出願書類に欠陥が存在する場合、審査官は補正通知書を再び出さなければならない。</p> <p>……</p> <p>5) 出願人に補正時の書類に種類と量の要求を提示する。</p>	<p>第一部第二章</p> <p>3.2 出願書類の補正</p> <p>方式審査において、出願書類に補正により克服できる欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を出さなければならない。出願人が補正しても、出願書類に欠陥が存在する場合、審査官は補正通知書を再び出さなければならない。</p> <p>……</p> <p>5) 出願人に補正時の書類に種類と量の要求を提示する。</p>	<p>第一部第二章</p> <p>3.2 出願書類の補正</p> <p>方式審査において、出願書類に補正により克服できる欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を出さなければならない。</p> <p>……</p> <p>5) 出願人に補正時の書類に種類を提示する。</p>
<p>3.4 通知書に対する答弁</p> <p>出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受</p>	<p>3.4 通知書に対する答弁</p> <p>出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受</p>	<p>3.4 通知書に対する答弁</p> <p>出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>取った後に、指定された期限以内に補正するか、又は意見を陳述しなければならない。出願人は専利出願を補正する場合、補正書及び対応した修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類の修正の差し替え頁は一式2通作成するものとし、その他の書類は1部のみを提出すれば良い。……</p>	<p>取った後に、指定された期限以内に補正するか、又は意見を陳述しなければならない。出願人は専利出願を補正する場合、補正書及び対応した修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類の修正の差し替え頁は一式2通作成するものとし、その他の書類は1部のみを提出すれば良い。……</p>	<p>取った後に、指定された期限以内に補正するか、又は意見を陳述しなければならない。出願人は専利出願を補正する場合、補正書及び対応した修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。……</p>
<p>7.3 説明書の添付図面</p> <p>(7) 添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含めてはならない。言葉は中国語を使用するものとし、必要な際、その後の括弧に原文を明記して良いとする。</p>	<p>7.3 説明書の添付図面</p> <p><u>(左側に法律条文による注釈を追加する：細則 18.3)</u> (7) 添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含めてはならない。言葉は中国語を使用するものとし、必要な際、その後の括弧に原文を明記して良いとする。</p>	<p>7.3 説明書の添付図面</p> <p>(左側に法律条文による注釈を追加する：細則 18.3) (7) 添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含めてはならない。言葉は中国語を使用するものとし、必要な際、その後の括弧に原文を明記して良いとする。</p>
<p>7.5 説明書の要約書</p> <p>(2) 要約書は実用新案の名称を表題に使ってはならない。</p> <p>……</p> <p>(5) 要約書には要約書の添付図面がなければならない。出願人は、要約書の添付図面として、説明書の添付図面から選定された、実用新案の技術方案を反映できる1つの図面を提供しなけ</p>	<p>7.5 説明書の要約書</p> <p>(2) 要約書の<u>文章部分にを</u>表題に<u>を</u>使ってはならない。</p> <p>……</p> <p>(5) 要約書には要約書の添付図面がなければならない。出願人は、要約書の添付図面として、説明書の添付図面から選定された、実用新案の技術方案を反映できる1つの図面を提供<u>又は指</u></p>	<p>7.5 説明書の要約書</p> <p>(2) 要約書の文章部分に表題を使ってはならない。</p> <p>……</p> <p>(5) 要約書には要約書の添付図面がなければならない。出願人は、要約書の添付図面として、説明書の添付図面から選定された、実用新案の技術方案を反映できる1つの図面を提供<u>又は指</u></p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

ればならない。	<u>定</u> しなければならない。	定しなければならない。
<p>11. 専利法 22 条 2 項に基づいた審査</p> <p>新規性に関する審査は本指南第二部分第三章の規定に参照する。</p>	<p>11. 専利法 22 条 2 項に基づいた審査</p> <p>新規性に関する審査は本指南第二部分第三章と第四部分第六章第 3 節の規定に参照する。</p>	<p>11. 専利法 22 条 2 項に基づいた審査</p> <p>新規性に関する審査は本指南第二部分第三章と第四部分第六章第 3 節の規定に参照する。</p>
<p>第一部第三章</p> <p>4.1.1 意匠を実施した製品の名称</p> <p>製品の名称には通常、以下のような状況を避けなければならない。</p> <p>(1) 人名、地名、国名、機構の名称、商標、コード、型番を含む名称、或いは歴史時代で命名された製品の名称；</p> <p>(2) 「文房具」、「炊事用具」、「楽器」、「建築用製品」など、概括が適宜ではなく、抽象すぎる名称；</p> <p>(3) 「省ガソリンエンジン」、「人体身長を高くする機能を持つインソール」、「新型エンジン搭載自動車」など、技術的効果、内部構造を記述する名称；</p> <p>(4) 「21 インチのテレビ」、「ミドルサイズ</p>	<p>第一部第三章</p> <p>4.1.1 意匠を実施した製品の名称</p> <p>製品の名称には通常、以下のような状況を避けなければならない。</p> <p>(1) 人名、地名、国名、機構の名称、商標、コード、型番を含む名称、或いは歴史時代で命名された製品の名称；</p> <p>(2) 「<u>電灯</u>」、「文房具」、「炊事用具」、「楽器」、「建築用製品」など、概括が適宜ではなく、抽象すぎる名称；</p> <p>(3) 「省ガソリンエンジン」、「人体身長を高くする機能を持つインソール」、「新型エンジン搭載自動車」など、技術的効果、内部構造を記述する名称；</p> <p>(4) 「21 インチのテレビ」、「ミドルサイズ</p>	<p>第一部第三章</p> <p>4.1.1 意匠を実施した製品の名称</p> <p>製品の名称には通常、以下のような状況を避けなければならない。</p> <p>(1) 人名、地名、国名、機構の名称、商標、コード、型番を含む名称、或いは歴史時代で命名された製品の名称；</p> <p>(2) 「電灯」、「文房具」、「炊事用具」、「楽器」、「建築用製品」など、概括が適宜ではなく、抽象すぎる名称；</p> <p>(3) 「省ガソリンエンジン」、「人体身長を高くする機能を持つインソール」、「新型エンジン搭載自動車」など、技術的効果、内部構造を記述する名称；</p> <p>(4) 「21 インチのテレビ」、「ミドルサイズ</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>本棚」、「一对の手袋」など製品の規格、寸法、規模、数量単位が付された名称；</p> <p>(5) 「克莱斯（訳者注：ガラスの発音の当て字）酒瓶」など、外国語文字又は確定した中国語意味のない文字で付けた名称。ただし、すでに周知となつてかつ確定な意味をもつ文字を使用することができる。例えば、「DVDプレーヤー」、「LED燈」、「USBハブ」など。</p>	<p>本棚」、「一对の手袋」など製品の規格、寸法、規模、数量単位が付された名称；</p> <p>(5) 「克莱斯（訳者注：ガラスの発音の当て字）酒瓶」など、外国語文字又は確定した中国語意味のない文字で付けた名称。ただし、すでに周知となつてかつ確定な意味をもつ文字を使用することができる。例えば、「DVDプレーヤー」、「LED燈」、「USBハブ」など。</p>	<p>本棚」、「一对の手袋」など製品の規格、寸法、規模、数量単位が付された名称；</p> <p>(5) 「克莱斯（訳者注：ガラスの発音の当て字）酒瓶」など、外国語文字又は確定した中国語意味のない文字で付けた名称。ただし、すでに周知となつてかつ確定な意味をもつ文字を使用することができる。例えば、「DVDプレーヤー」、「USBハブ」など。</p>
<p>第一部第三章</p> <p>4.2 意匠の図面又は写真</p> <p>……</p> <p>立体製品の意匠については、物品の設計要点が6つの面に係わっている場合、6つの正投影図を提供しなければならない。物品の設計要点が1つ又はいくつかの面にだけ係わっている場合、少なくとも係わった面の正投影図と立体図を提供し、簡単な説明において正投影図を省いた理由を明記しなければならない。</p> <p>平面製品の意匠については、物品の設計要点が1つの面だけに係わっている場合、当該面の正投影図だけを提供して良いとする。設計要点が2つの面に係わっている場合、当該2つの面</p>	<p>第一部第三章</p> <p>4.2 意匠の図面又は写真</p> <p>……</p> <p>立体製品の意匠については、物品の設計要点が6つの面に係わっている場合、6つの正投影図を提供しなければならない。物品の設計要点が1つ又はいくつかの面にだけ係わっている場合、<u>少なくとも係わった面の正投影図と立体図を提供し、その他の面については正投影図を提供して良く、立体図を提供しても良い。</u>使用の際に見えにくい面又は見えない面については<u>図を省略して良く、簡単な説明において正投影図を省いた理由を明記しなければならない。</u></p> <p>平面製品の意匠については、物品の設計要点</p>	<p>第一部第三章</p> <p>4.2 意匠の図面又は写真</p> <p>……</p> <p>立体製品の意匠については、物品の設計要点が6つの面に係わっている場合、6つの正投影図を提供しなければならない。物品の設計要点が1つ又はいくつかの面にだけ係わっている場合、係わった面の正投影図を提供し、その他の面については正投影図を提供して良く、立体図を提供しても良い。使用の際に見えにくい面又は見えない面については図を省略して良く、簡単な説明において正投影図を省いた理由を明記しなければならない。</p> <p>平面製品の意匠については、物品の設計要点</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>の正投影図を提供しなければならない。</p>	<p>が1つの面だけに係わっている場合、当該面の正投影図だけを提供して良いとする。設計要点が2つの面に係わっている場合、当該2つの面の正投影図を提供しなければならない。</p>	<p>が1つの面だけに係わっている場合、当該面の正投影図だけを提供して良いとする。設計要点が2つの面に係わっている場合、当該2つの面の正投影図を提供しなければならない。</p>
<p>第一部第三章 4.2.1 正投影図の名称及びその付け方</p> <p>組み立て製品とは、複数の部材を組み合わせたことで成される1つの製品を言う。組み立て製品は組み立て関係がない、組み立て関係が唯一である、組み立て関係が唯一でないという3つの状況に分けられる。組み立て関係が唯一である組み立て製品には、組み立てた状態の物品の正投影図を提供しなければならない。組み立て関係がない又は組み立て関係が唯一でない組み立て製品には、各部材の正投影図を提出し、各部材の正投影図の名称の前にアラビア数字順に番号を付けるものとし、その番号の前には「部材」という文字を書かなければならない。例えば、組み立て製品の中の3番目の部材の左側面図の名称は部材3左側面図になる。複数の状態</p>	<p>第一部第三章 4.2.1 正投影図の名称及びその付け方</p> <p>組み立て製品とは、複数の部材を組み合わせたことで成される1つの製品を言う。組み立て製品は組み立て関係がない、組み立て関係が唯一である、組み立て関係が唯一でないという3つの状況に分けられる。組み立て関係が唯一である組み立て製品には、組み立てた状態の物品の正投影図を提供しなければならない。組み立て関係がない又は組み立て関係が唯一でない組み立て製品には、各部材の正投影図を提出し、各部材の正投影図の名称の前にアラビア数字順に番号を付けるものとし、その番号の前には「部材」という文字を書かなければならない。例えば、組み立て製品の中の3番目の部材の左側面図の名称は部材3左側面図になる。複数の状態</p>	<p>第一部第三章 4.2.1 正投影図の名称及びその付け方</p> <p>組み立て関係が唯一である組み立て製品には、組み立てた状態の物品の正投影図を提供しなければならない。組み立て関係がない又は組み立て関係が唯一でない組み立て製品には、各部材の正投影図を提出し、各部材の正投影図の名称の前にアラビア数字順に番号を付けるものとし、その番号の前には「部材」という文字を書かなければならない。例えば、組み立て製品の中の3番目の部材の左側面図の名称は部材3左側面図になる。複数の状態の遷移を有する物品の意匠には、その状態の遷移を示す正投影図の名称の後に、アラビア数字順番号を付けなければならない。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>の遷移を有する物品の意匠には、その状態の遷移を示す正投影図の名称の後に、アラビア数字順番号を付けなければならない。</p>	<p>の遷移を有する物品の意匠には、その状態の遷移を示す正投影図の名称の後に、アラビア数字順番号を付けなければならない。</p>	
<p>第一部第三章 4.2.4 図面又は写真の欠陥 上記の欠陥とは主に以下各項を言う。 (4) 立体製品を示す正投影図で、以下の状況に当たる場合。 (i) 各正投影図の縮尺が一致しない。 (ii) 物品の設計要点が6つの面に係わっているが、6面の正投影図が不足している。但し、以下の状況は除く。 背面図と正面図が同一、又は対称している場合、背面図を省いて良いとする。 左側面図と右側面図が同一、又は対称している場合、左側面図（又は右側面図）を省いて良いとする。 平面図と底面図が同一、又は対称している場合、平面図を（又は底面図）省いて良いとする。</p>	<p>第一部第三章 4.2.4 図面又は写真の欠陥 上記の欠陥とは主に以下各項を言う。 (4) 立体製品を示す正投影図で、以下の状況に当たる場合。 (i) 各正投影図の縮尺が一致しない。 (ii) 物品の設計要点が6面の表示が不足しているに係わっているが、6面の正投影図が不足している。但し、以下の状況は除く。 背面図と正面図が同一、又は対称している場合、背面図を省いて良いとする。 左側面図と右側面図が同一、又は対称している場合、左側面図（又は右側面図）を省いて良いとする。 平面図と底面図が同一、又は対称している場合、平面図を（又は底面図）省いて良いとする。</p>	<p>第一部第三章 4.2.4 図面又は写真の欠陥 上記の欠陥とは主に以下各項を言う。 (4) 立体製品を示す正投影図で、以下の状況に当たる場合。 (i) 各正投影図の縮尺が一致しない。 (ii) 物品の6面の表示が不足している。但し、以下の状況は除く。 背面図と正面図が同一、又は対称している場合、背面図を省いて良いとする。 左側面図と右側面図が同一、又は対称している場合、左側面図（又は右側面図）を省いて良いとする。 平面図と底面図が同一、又は対称している場合、平面図を（又は底面図）省いて良いとする。 物品の使用の際に見えにくい面又は見えな</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>大型な、又は位置が固定した装置及び底面が通常は見えない物品である場合、底面図を省いて良いとする。</p> <p>……</p>	<p>大型な、又は位置が固定した装置及び底面が通常は見えない物品物品の使用の際に見えにくい面又は見えない面については、相応する図底面図を省いて良いとする。</p> <p>……</p>	<p>い面については、相応する図を省いて良いとする。</p> <p>……</p>
<p>第一部第三章 4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>なお、次のような状況を簡単な説明に明記するものとする。</p> <p>(1) 色彩について意匠を受けようとする、或いは図面の省略がある場合。</p> <p>色彩について意匠を受けようとする意匠出願は、簡単な説明にこれを記述する。</p> <p>意匠出願において図面の省略がある場合、出願人は通常、対称のためや同一のためにこれを省略する等、図面省略の具体的な理由を明記する。明記することが困難な場合、ある図面の省略だけを明記してもよい。例えば、大型装置に底面図がない場合、「底面図省略」だけと記述してもよい。</p> <p>……</p>	<p>第一部第三章 4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>なお、次のような状況を簡単な説明に明記するものとする。</p> <p>(1) 色彩について意匠を受けようとする、或いは図面の省略がある場合。</p> <p>色彩について意匠を受けようとする意匠出願は、簡単な説明にこれを記述する。</p> <p>意匠出願において図面の省略がある場合、出願人は通常、対称のためや同一のためにこれを省略する等、図面省略の具体的な理由を明記する。明記することが困難な場合、ある図面の省略だけを明記してもよい。例えば、大型装置に底面図がない場合、「底面図省略」だけと記述してもよい。<u>例えば、「左側面図と右側面図は対称のため、左側面図を省略」、</u></p>	<p>第一部第三章 4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>なお、次のような状況を簡単な説明に明記するものとする。</p> <p>(1) 色彩について意匠を受けようとする、或いは図面の省略がある場合。</p> <p>色彩について意匠を受けようとする意匠出願は、簡単な説明にこれを記述する。</p> <p>意匠出願において図面の省略がある場合、出願人は図面省略の具体的な理由を明記する。例えば、「左側面図と右側面図は対称のため、左側面図を省略」、「使用時に通常、底面は見えないため、底面図を省略」と記述する。</p> <p>……</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p><u>「使用時に通常、底面は見えないため、底面図を省略」と記述する。</u></p> <p>……</p>	
<p>第一部第三章</p> <p>4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>専利法実施細則第 28 条によると、簡単な説明には次に掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>……</p> <p>(2) 意匠に係わる製品の用途。簡単な説明において、製品の区分確定につながるような用途を明記するものとする。複数種の用途を持つ製品は、簡単な説明において対象製品の複数種の用途を明記する。</p> <p>……</p>	<p>第一部第三章</p> <p>4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>専利法実施細則第 28 条によると、簡単な説明には次に掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>……</p> <p>(2) 意匠に係わる製品の用途。簡単な説明において、製品の区分確定につながるような用途を明記するものとする。<u>部品については、通常、その応用される製品を明記するものとし、必要に応じてその応用される製品の用途を明記する。</u>複数種の用途を持つ製品は、簡単な説明において対象製品の複数種の用途を明記する。</p> <p>……</p>	<p>第一部第三章</p> <p>4.3 簡単な説明</p> <p>……</p> <p>専利法実施細則第 28 条によると、簡単な説明には次に掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>……</p> <p>(2) 意匠に係わる製品の用途。簡単な説明において、製品の区分確定につながるような用途を明記するものとする。部品については、通常、その応用される製品を明記するものとし、必要に応じてその応用される製品の用途を明記する。複数種の用途を持つ製品は、簡単な説明において対象製品の複数種の用途を明記する。</p> <p>……</p>
<p>第一部第三章</p> <p>6.1.1 法律違反</p> <p>法律違反とは、意匠専利出願の内容は全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員</p>	<p>第一部第三章</p> <p>6.1.1 法律違反</p> <p>法律違反とは、意匠専利出願の内容が、全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委</p>	<p>第一部第三章</p> <p>6.1.1 法律違反</p> <p>法律違反とは、意匠専利出願の内容が、全</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律を言う。</p> <p>例えば、人民元札の図案が付されたシートの意匠は、『中国人民銀行法』に違反したので、専利権を付与しない。</p>	<p>員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律に違反していることを言う。</p> <p>例えば、『<u>中華人民共和国刑法</u>』及び『<u>中華人民共和国治安管理処罰法</u>』においては、<u>賭博及び麻薬の吸引などに関する行為が禁じられており、賭博の設備及び麻薬吸引器具の意匠は法律に違反する意匠に属するため、専利権を付与しない。</u>人民元札の図案が付されたシートの意匠は、『<u>中華人民共和国中国人民銀行法</u>』に違反するため、専利権を付与しない。</p>	<p>員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律に違反していることを言う。</p> <p>例えば、「中華人民共和国刑法」及び「中華人民共和国治安管理処罰法」においては、賭博及び麻薬の吸引などに関する行為が禁じられており、賭博の設備及び麻薬吸引器具の意匠は法律に違反する意匠に属するため、専利権を付与しない。人民元札の図案が付されたシートの意匠は、『<u>中華人民共和国中国人民銀行法</u>』に違反するため、専利権を付与しない。</p>
<p>第一部第三章</p> <p>6.1.2 社会道徳に違反する場合</p> <p>公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものとみなし、そして受け入れられるような倫理・道徳観及び行動基準を言う。一定の文化的背景をベースとしたその含意は、時間の経過及び社会の進歩に伴って変化していき、また地域によっても異なる。中国専利法に言う公序良俗は中国国内に限ったものである。例えば、暴力、虐殺又は淫猥な内容がある図面又は写真の意匠は専利権が付与されない。</p>	<p>第一部第三章</p> <p>6.1.2 社会道徳に違反する場合</p> <p>公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものとみなし、そして受け入れられるような倫理・道徳観及び行動基準を言う。一定の文化的背景をベースとしたその含意は、時間の経過及び社会の進歩に伴って変化していき、また地域によっても異なる。中国専利法に言う公序良俗は中国国内に限ったものである。例えば、暴力、<u>虐殺又は淫猥或いは低俗</u>な内容がある図面又は写真意匠は、<u>専利権が付与されない。</u></p>	<p>第一部第三章</p> <p>6.1.2 社会道徳に違反する場合</p> <p>公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものとみなし、そして受け入れられるような倫理・道徳観及び行動基準を言う。一定の文化的背景をベースとしたその含意は、時間の経過及び社会の進歩に伴って変化していき、また地域によっても異なる。中国専利法に言う公序良俗は中国国内に限ったものである。例えば、暴力、虐殺淫猥或いは低俗な内容がある意匠は、専利権が付与されない。</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>第一部第三章</p> <p>6.1.3 公共利益に反する場合</p> <p>公共利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものを言う。</p> <p>専利出願する意匠の文字或いは図案が、国の重大な政治事件、経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わっており、公共利益に反したり、或いは公衆の感情若しくは民族的感情を傷付けたり、又は封建迷信を宣伝したり、良くない政治影響を引き起こした場合、当該専利出願は専利権が付与されない。</p> <p>有名な建物（例えば、天安門）及び領袖の肖像などを内容とする意匠は専利権が付与されない。</p> <p>中国の国旗、国章を図案の内容とする意匠は専利権が付与されない。</p>	<p>第一部第三章</p> <p>6.1.3 公共利益に反する場合</p> <p>公共利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものを言う。</p> <p>専利出願する意匠の文字或いは図案が、国の重大な政治事件に係わり、<u>人民感情又は民族感情を傷つけ、封建的迷信を宣揚する意匠は、専利権が付与されない。</u>国の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わり、公共利益に反する意匠はしたり、或いは公衆の感情若しくは民族的感情を傷付けたり、又は封建迷信を宣伝したり、良くない政治影響を引き起こした場合、専利権が付与されない。</p> <p><u>天安門などの有名な建物或いは及び領袖の肖像などを含む内容とする意匠は、専利権が付与されない。</u></p> <p>中国の国旗、国章を図案などを含む内容とする意匠は、専利権が付与されない。</p>	<p>第一部第三章</p> <p>6.1.3 公共利益に反する場合</p> <p>公共利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものを言う。</p> <p>国の重大な政治事件に係わり、人民感情又は民族感情を傷つけ、封建的迷信を宣揚する意匠は、専利権が付与されない。国の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わり、公共利益に反する意匠は専利権が付与されない。</p> <p>天安門などの有名な建物或いは領袖の肖像などを含む内容とする意匠は、専利権が付与されない。</p> <p>中国の国旗、国章などを含む内容とする意匠は、専利権が付与されない。</p>
<p>第一部第三章</p> <p>7.4 意匠専利権を付与しない場合</p>	<p>第一部第三章</p> <p>7.4 意匠専利権を付与しない場合</p>	<p>第一部第三章</p> <p>7.4 意匠専利権を付与しない場合</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>.....</p> <p>(5) 視覚に働くことがない、又は肉眼では確認しにくく、特定な工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。</p> <p>(6) 保護を求める意匠は製品そのものの通常の形態ではない。例えばハンカチを動物の形にした意匠など。</p> <p>(7) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。</p> <p>(8) 単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。</p> <p>(9) その製品の所属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。</p> <p>(10) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。</p> <p>(11) 製品に電気を入れた後で顕示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示される図案、携帯電話のディスプレイで表示され</p>	<p>.....</p> <p>(5) 視覚に働くことがない、又は肉眼では確認しにくく、特定な工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。</p> <p>(6) 保護を求める意匠は製品そのものの通常の形態ではない。例えばハンカチを動物の形にした意匠など。</p> <p>(76) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。</p> <p>(87) 単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。</p> <p>(98) その製品の所属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。</p> <p>(109) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。</p> <p>(110) 製品に電気を入れた後で顕示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示</p>	<p>.....</p> <p>(5) 視覚に働くことがない、又は肉眼では確認しにくく、特定な工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。</p> <p>(6) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。</p> <p>(7) 単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。</p> <p>(8) その製品の所属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。</p> <p>(9) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。</p> <p>(10) 製品に電気を入れた後で顕示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示される図案、携帯電話のディスプレイで表示された図案、ソフトウェアのインターフェースなど。</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

<p>た図案、ソフトウェアのインターフェースなど。</p>	<p>された図案、ソフトウェアのインターフェースなど。</p>	
<p>第一部第三章</p> <p>9. 専利法第31条2項に基づいた審査</p> <p>専利法第31条2項は、一件の意匠専利出願は、一つの意匠に限ることを規定する。同一製品に係わる二つ以上の類似意匠、あるいは同一類別に該当しでかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二つ以上の意匠は、一件の出願として出願することができる（併合出願と略称）。</p>	<p>第一部第三章</p> <p>9. 専利法第31条2項に基づいた審査</p> <p>専利法第31条2項は、一件の意匠専利出願は、一つの意匠に限ることを規定する。</p> <p><u>一件の組み立て製品の設計は、一つの意匠に属する。組み立て製品とは、複数の部材を組み合わせたことで成される1つの製品を言う。組み立て製品は、組み立て関係に応じて次の3つの種類に分けられる。組み立て関係が唯一である組み立て製品には、例えば果汁搾り器、氷削器及び台座で構成されるジュースサークラッシャーや、炊事用コンロ、オーブン、食器洗い機を備えたシステムキッチンがある。組み立て関係が唯一でない組み立て製品には、例えばさまざまな造形につなげることができるブロックがある。各部材間に組み立て関係がない組み立て製品には、例えば、トランプのカードがある。例えば、テーブルの上に装飾物を随意並べるなど、複数件の製品の既存の意匠を随意寄せ集めても、組み立</u></p>	<p>第一部第三章</p> <p>9. 専利法第31条2項に基づいた審査</p> <p>専利法第31条2項は、一件の意匠専利出願は、一つの意匠に限ることを規定する。</p> <p>一件の組み立て製品の設計は、一つの意匠に属する。組み立て製品とは、複数の部材を組み合わせたことで成される1つの製品を言う。組み立て製品は、組み立て関係に応じて次の3つの種類に分けられる。組み立て関係が唯一である組み立て製品には、例えば果汁搾り器、氷削器及び台座で構成されるジュースサークラッシャーや、炊事用コンロ、オーブン、食器洗い機を備えたシステムキッチンがある。組み立て関係が唯一でない組み立て製品には、例えばさまざまな造形につなげることができるブロックがある。各部材間に組み立て関係がない組み立て製品には、例えば、トランプのカードがある。例えば、テーブルの上に装飾物を随意並べるなど、複数件の製品の既存の意匠を随意寄せ集めても、組み立</p>

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html

	<p><u>て製品には属さない。</u></p> <p>同一製品に係わる二つ以上の類似意匠、あるいは同一類別に該当し、かつセットで販売又は使用される製品に用いられる二つ以上の意匠は、一件の出願として出願することができる（併合出願と略称）。</p>	<p>て製品には属さない。</p> <p>同一製品に係わる二つ以上の類似意匠、あるいは同一類別に該当し、かつセットで販売又は使用される製品に用いられる二つ以上の意匠は、一件の出願として出願することができる（併合出願と略称）。</p>
--	---	--

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：国家知識産権局 HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html